

あすなろ 第93号

上浮穴高等学校 人権教育厚生課

本校では、人権・同和教育について「全ての教育活動の中で、人権尊重の精神を養い、同和問題をはじめとする様々な人権問題についての認識を深め、差別のない民主的な社会を建設しようとする意欲と実践力を育成する。」との指導目標を掲げ、計画的な指導・実践を行っています。1学期の取組の様子です。

1 人権・同和教育に関するホームルーム活動（1学期）

本校では各学期に一回ずつ、人権・同和教育に関するホームルーム活動を行っています。1学期は次のようなテーマでホームルーム活動を行いました。

学年	テーマ
1年	—よりよい人間関係を作ろう— 1組 互いを尊重し高め合えるホームルームの目標づくり 2組 自他を認めあえるクラスを目指して
2年	—人権獲得の歩みⅠ— 1組 互いを尊重し高め合えるホームルームの目標づくり 2組 部落差別はなぜつくられたか
3年	—幸せな社会の実現Ⅰ— 1組 確かな進路保障のために 2組 確かな進路保障のために

【生徒の感想】

1年生

- 出来る限り、自分の意見をしっかり言おうと思った。
- 普段使っている言葉や何気なく言った言葉で人が傷ついているのかなと思いました。今後の言葉使いに気を付けたいと思いました。
- クラスを良くしていくにはどんなことが必要なのか考えるのが難しかった。
- グループワークでは、班の人みんな同じような意見で、やっぱり3年間クラスメイトが変わらないから協力していきたいという意見だった。
- 自分の考えをグループのメンバーにしっかりと伝えられて良かったです。
- グループのメンバーの意見が様々な立場から考えられていて、自分にはない考え方や物事の見方を知れてよかったです。

2年生

- 中学校の時にも同じような授業があったが、言葉の意味などはあまり分からなかったもので、今回の授業で内容がよくわかった。
- 授業の最初に、「今日のホームルームで使用する言葉は、日常では使わないように」と先生に言われました。覚えたことを冗談でも発言しないようにしたいと思います。
- 差別の歴史についてよく分かりました。不当な差別を受けていた人が、実は生活に必要な仕事をされていたと分かり、理不尽な差別は本当に許せないと思いました。
- 最後に先生から、愛媛県はそのような事例や学習の機会が多いと聞いて、驚きました。とてもよく分かりました。

3 年生



- 差別につながる可能性が少しでもあれば排除しなくてはいけない、というのは分かりました。しかし、本人の能力と関係ない質問をすべてなくするのはどうなのでしょう。極端な話、名前も聞けません。
 - 就職差別というものを初めて知りました。本人の能力と全く関係ないことで判断されるのはとても不公平だと感じました。
 - 能力のある人が差別で採用されないのは、会社にとっても大きな損害ではないかと思った。会社は損をしてもいいのだろうか。
 - 中学校の時に、「身元調査お断りステッカー」を作ったことを思い出しました。
 - 能力のある人が差別で採用されないのは、会社にとっても大きな損害ではないかと思った。会社は損をしてもいいのだろうか。
 - 面接のとき、はっきりと回答を拒否できるようにしていきたい。
 - みんなが自分の夢に向かって頑張れる環境になってほしいです。
- ↑ 私たちが作るんですよ！

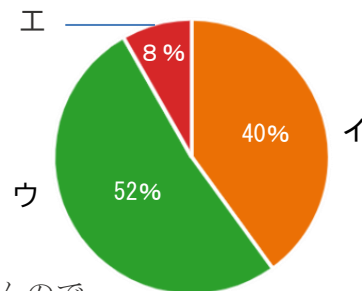
2 人権・同和教育に関する意識調査について

本校では毎年1学期前半に「人権・同和教育に関する意識調査」を行っています。今年度は、85名の保護者の方（85家庭）がご協力くださいました。ありがとうございました。

結果の一部を紹介したいと思います。

御家庭で同和問題をはじめとする様々な人権問題について話し合ったことがありますか。（保護者回答）

- ア よく話し合っている 0%
- イ 時々話し合っている 40%
- ウ あまり話し合ったことがない 52%
- エ 全く話し合ったことがない 8%



「エ」の全く話し合ったことがない、という回答が気になります。どうか、この「あすなろ」のことでもかまいませんので、「学校でどんなこと習ったん？」などとお話しされてみてください。自分のこととして関心を持てるよう一緒に学んで行きたいと思います。

3 3年学年主任 高岡先生より

今年度転任されて来た先生方に、人権・同和教育についていろいろな話を伺います。1学期は高岡先生からのメッセージです。

3年生の1学期に行われた人権・同和教育ホームルーム活動では、就職差別について学びました。3年生にとっては、これから臨む大学や専門学校の入学試験や就職試験に大きく関わってくる問題です。企業の担当者はあなたと自分の会社が合うのか、あなたがどんな人材なのかを見極めるために様々な質問をしてきます。しかしその中には差別につながるような質問も存在します。本来ならば基本的人権が尊重され、本人の持つ適性・能力によって採用が決定されるべきものです。それとは逆に、適性や能力に関係のない事項や不合理なもので採用が決まってしまうことが就職差別です。

では、この問題に対処するためには何が必要でしょうか。差別につながる14項目があります。これらの項目を理解し、どのような差別につながるのかを知っておきましょう。そのためにも、日ごろの生活の中で他人を尊重する気持ちや態度、声掛けができているのかを振り返ることも大切かもしれません。



みんなで「差別をしない・させない社会」を作しましょう！